

## 老人医療費給付事業の継続を求める意見書

長野県は、平成20年度予算編成に当たり、老人医療費給付事業の廃止を打ち出しています。その理由として、後期高齢者医療制度の整合性を図るためとされていますが、後期高齢者医療制度と現行の老人保健法の対象はともに75歳以上であり、一部負担金も1割負担で同一です。また、国民世論により70歳から74歳の前期高齢者の1割から2割への窓口負担増は1年間凍結となり、さらに延長または中止との動向も出ています。

そもそも県の福祉医療助成制度の老人医療費給付事業は、低所得者対策として老人医療制度の一部負担に準ずる制度となっています。

よって、県におかれては、県民が安心して医療と福祉を受けられるために下記事項について要請します。

### 記

- 1 福祉医療助成制度の老人医療費給付事業について、70歳から74歳の1割の窓口負担を現行制度のまま継続すること。
- 2 70歳から74歳の窓口負担増が行われたとしても、廃止ではなく70歳から74歳の負担を超えないように制度を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月19日

上田市議会議長 土 屋 陽 一